

## 県職交渉（R4確定③）概要

- 1 日 時 令和4年11月29日（火）
- 2 場 所 審理審問室
- 3 出席者 【当局】総務局長、人事課長外  
【組合】委員長、副委員長、書記長外
- 4 議 題 時間外縮減、メンタルヘルス対策、高齢者部分休業、再任用職員

【参考】R4確定交渉③ 提案内容

- 時間外勤務の縮減に向けて、目標管理制度を2点改善したい。1点目は、職場の状況に応じて面談を効果的かつ柔軟に行えるように、周知を図りたいと考えている。2点目は、面談のウエイトのかけ方の柔軟化についても周知を図りたいと考えている。
- 令和5年度から、メンタル不調に陥る前、若しくは早期段階でのカウンセラーによる相談体制を整備することとしたい。専門的な対応が必要なケースを念頭とした相談体制についても併せて整備したい。
- 令和5年度から、採用2年目から4年目までの35歳以下の職員に対して、職務専念義務の免除として厚生計画を合計3日間取得できるようにしたい。
- 一般国道三原バイパス・木原道路・尾道バイパス・松永道路・赤坂バイパスについて、①片道の通勤時間が10分以上短縮及び②迂回の範囲が利用しないで通勤した経路の $\pi/2$ の範囲内の要件を充たす場合、一般に利用し得る最短の経路として認めることとしたい。
- 高齢者部分休業について、令和5年度から、職員からの休業の承認の取消の意思表示を行えるようにし、当該意思表示も考慮して、年度単位で承認の取消を可能とすることとしたい。
- その他の課題等については、前回説明した内容等により、引き続き議論したい。

項 目	組 合 主 張	当 局 回 答
時間外縮減	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上期の終わりと下期の始めの面談を1度にしてもよいということか。</li> <li>○下期も上期と同じ目標でもよいということか。</li> <li>○目標管理の見直しは、来年度からか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○はい。</li> <li>○はい。</li> <li>○はい。</li> </ul>
メンタルヘルス対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健師とは別にカウンセラーによる相談体制を整備するのか。</li> <li>○厚生計画は合計3日なので、連続でなくてもよいのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外部のカウンセラーによる相談体制の整備だ。</li> <li>○はい。</li> </ul>
高齢者部分休業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○年度単位で、来年度から改正するのか。</li> <li>○1度取り消された後、再度の取得も可能なのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○はい。</li> <li>○一律の回数制限は設けていない。個別の事情を見て判断する。</li> </ul>
再任用職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○定年引上げ職員と再任用職員の格差が更に露骨に見えることは課題だと思っているか。</li> <li>○定年引上げで制度が変わる。本来今年度にセットで提案すべきだ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○手当等で差があることは課題であることは認識している。</li> <li>○積年の課題であり、制約も大きいですが、定年引上げを迎える時期であり、来年度提案が何らかできるような強い決意を持って取り組んでいきたい。</li> </ul>